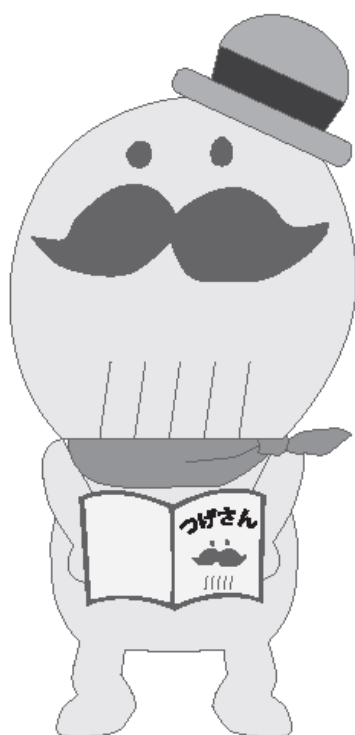


貝塚市子ども読書活動推進計画



貝塚市教育委員会

目次

序 論	1
第1章 基本方針	2
第2章 現状と課題および今後に向けて	3
第1節 就学前	5
第2節 小学生	8
第3節 中学・高校生	12
第3章 計画実現にむけて	15
附属資料	17

序 論

読書活動は、子ども^{*1}が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を養い、人生をより豊かに生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。しかし、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

このような状況をうけ、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

国の「基本的な計画」では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に読書環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的な方向と具体的な方策を明らかにしています。この「基本的な計画」に従い、地方公共団体は、子どもが読書を楽しむことができる機会を提供すること、関係機関や民間団体等が連携・協力した取組み、社会的気運醸成のための普及・啓発等の取組みが求められています。

これをうけ、大阪府は平成15年1月「大阪府子ども読書活動推進計画」、平成23年3月には「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本市においても、貝塚市の子どもより良い読書環境の整備を図るべく「貝塚市子ども読書活動推進計画」を定めます。

*1「子ども」：おおむね18歳以下の者をいう。

第1章 基本方針

すべての年代の子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所で読書活動を行うことができるよう、その環境、施設、設備その他諸条件の整備・充実にむけ、以下の基本方針を定めます。

1. 子どもが読書に親しむ機会を提供し、そのための環境を整備します。

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむことができる環境づくりが必要です。発達段階に応じて、家庭、地域、学校が読書を楽しむきっかけをつくり、子ども自身が読書活動を続け、広げていくことができるよう環境の整備・充実に努めます。

2. 家庭、地域、学校が連携し、市全体として取組みを推進します。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、社会全体で取り組むことが必要です。家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して読書活動の推進を図るような取組みを進めるとともに、必要な体制の整備に努めます。

3. 子どもの読書活動への理解と関心を高めるため、啓発・広報活動を行います。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、広く理解と関心を深めることが必要です。保護者をはじめ、子どもを取り巻く大人や社会全体の読書意欲を高めるため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

第2章 現状と課題および今後に向けて

平成27年度の「全国学力・学習状況調査」の際の質問紙調査において「読書は好きですか」という問いに対し、本市における肯定的な割合（「好き」と「どちらかといえば好き」の合計）は、小学校6年生で64.4%、中学校3年生で60.2%で、全国平均より下回っています。

◎ 読書は好きですか。

		好き	どちらかといえば 好き	どちらかといえば 好きでない	好きでない
小学校	貝塚市	42.8%	21.6%	18.6%	16.9%
	全国平均	48.9%	23.9%	15.7%	11.5%
中学校	貝塚市	37.2%	23.0%	18.8%	20.9%
	全国平均	44.9%	23.0%	16.8%	15.0%

また、同調査において、一日に全く本を読まない割合が、小学校6年生で28%、中学校3年生で44%と、全国平均より高くなっており、家庭で本にふれる機会が少ない状況がわかります。

◎ 普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。

		2時間以上	1時間以上 2時間未満	30分以上 1時間未満	10分以上 30分未満	10分未満	読まない
小学校	貝塚市	6.6%	8.8%	15.8%	21.5%	19.1%	28.0%
	全国平均	7.5%	10.1%	20.1%	26.5%	15.8%	19.9%
中学校	貝塚市	5.2%	7.5%	10.9%	18.6%	13.7%	44.0%
	全国平均	6.3%	8.7%	15.6%	21.6%	12.7%	35.0%

授業以外での学校図書館や市民図書館の利用についても、一年間で全く利用しない割合が、小学校6年生で38.9%、中学校3年生で69.9%と全国平均より高くなっています。（注：「ひまわり号」*2の利用については含まれていません。）

◎ 本を読んだり、借りたりするために、学校図書館や地域の図書館にどれくらい行きますか。

		だいたい 週4回以上	週1～3回	月に1～3回	年に数回	ほとんど、または、 全く行かない
小学校	貝塚市	1.4%	6.6%	16.7%	36.1%	38.9%
	全国平均	3.4%	14.2%	23.1%	28.4%	30.7%
中学校	貝塚市	0.7%	1.9%	6.5%	20.9%	69.9%
	全国平均	2.2%	6.0%	11.4%	23.1%	57.0%

授業では、総合的な学習の時間や社会科などの調べ学習、国語科の「図書」の時間でよく学校図書館を利用していますが、すべての子どもが自主的に学校図書館や市民図書館へ向かっているとは言えない状況にあります。

子どもの読書習慣は、日常の生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に普通に存在する環境が維持できるよう、乳幼児期から一貫して取り組む必要があります。

家庭や学校、地域において、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなどして、子どもを読書にいざなうきっかけを作るとともに、きまった時間に家庭で一緒に本を読む「読書の時間」を設けて、読書習慣を身につけさせたり、読書への興味や関心を引き出すような働きかけが求められます。

このため、市や教育委員会、とりわけ、市民図書館をはじめとする社会教育機関、および学校は、家庭と連携して子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、その読書活動を広げ、読書体験を深めることができるよう努めるとともに、施設や設備、その他の諸条件の整備・充実を図らなければなりません。

*2「ひまわり号」：市民図書館の移動図書館車。市内43か所を約4週間ごとに巡回。

以下、貝塚市における子どもの読書活動の現状と課題および今後に向けての方策について、就学前から中学・高校生までの各年代ごとに述べていきます。

第1節 就学前

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳児期から読書に親しむよう、家庭や地域での環境づくりに配慮することが必要です。

乳児期に「本と出会うこと」は、人生において読書習慣を身につけていく上で大切であり、それは本の楽しさを大人が子どもと分かち合うところから始まります。

幼児期には、好奇心や探究心を高め、知的発達を促す絵本や図鑑等に多く出会える環境を用意するとともに、家族みんなが読書を楽しむことで、家庭での子どもの読書環境が向上します。そのためには、親子のふれあいを重視した取組みへの支援・啓発を図り、市民図書館をはじめ、身近な地域の読書環境を整備します。

保育所・幼稚園は、初めて子どもが集団生活を体験し、様々な遊びや活動を通して、人とのかかわり合いながら学ぶ場です。その中で、絵本の読み聞かせなどの読書活動から自然に言葉を知り理解する力がつき、想像力や感性を磨き、表現力も高まります。

また、その経験が、自分の感じたことを伝えようとするコミュニケーション力の向上につながり、話を最後まで聞こうとする集中力も養われます。文字に興味を持つきっかけとなることから、小学校入学に向けて、勉強に対する興味や意欲にもつながります。

このように、誕生から小学校入学までの子どもにとって、読書活動に占める大人の役割が重要です。家庭・地域において、子どもが大人とともに読書にふれあえるよう、環境づくりを進めます。

(主な取組みの現状)

【保健センター】

- 赤ちゃんが生まれる家庭を対象に実施している「ママパパ教室」*³において、妊婦に赤ちゃんの視点で書かれた絵本の読み聞かせをしています。また、教室のなかで、出産後の赤ちゃんに向けた絵本の紹介をしています。
- 民生委員が個別訪問し子育て相談をする「こんにちは赤ちゃん事業」（乳児家庭全戸訪問事業）では、赤ちゃんに絵本をプレゼント（ブックスタート）し、保護者が赤ちゃんとの豊かなふれあいのひとときがもてるように支援しています。
- 4か月児健診で赤ちゃん和絵本の関わり和大切さを保護者に伝えるところととも和、実際に絵本を手にとってもらったり、市民図書館の「あかちゃん絵本コーナー」の紹介をしています。また、乳幼児健診や「赤ちゃん相談」*⁴の場において、絵本コーナーの設置をしたり、絵本の読み聞かせをし、家庭で子どもと一緒に絵本を楽しむ意欲を高められるようなきっかけづくりをしています。

その際、保護者が「読み聞かせは楽しい」と感じられるようなメッセージを伝えるようにしています。

*3「ママパパ教室」:安定期に入った妊婦とその家族が参加する3回シリーズの教室。

*4「赤ちゃん相談」:乳児（1歳未満）を対象にしている育児相談。

【市民図書館】

- 乳幼児と保護者がいっしょに楽しめる図書を常時置いている「あかちゃん絵本コーナー」を設置しています。
- 絵本を集めて、家族で読書を楽しめる「幼児コーナー」を設置しています。
- 「おはなし会」や「紙芝居会」、「子ども映画会」等、いろいろな行事*⁵を通して、図書館に興味や関心を持ってもらうよう努めています。

- 司書^{*6}が幼児期における絵本の大切さを保護者に伝えるとともに、読み聞かせや絵本の選定についての相談にも応じています。
- 日本語を母国語としない子どもたちに対しては、多言語の絵本を収集して提供しています。

*5「行事」：図書館で行う利用者を対象とした催し物。

*6「司書」：図書館の専門的な業務に従事する職員。

【公民館】

- 子育て講座の中で、絵本紹介の時間を持ち、子どもと本をつなぐきっかけづくりや、図書館利用を促進する機会を設けています。
- 乳幼児親子が参加する活動や事業に、絵本の読み聞かせを行ったり、絵本の紹介コーナーを設けています。また、講座を通じて絵本に関わる人材の養成に取り組んでいます。

【子育て支援センター】

- 乳幼児向けの絵本を集めた図書室を設置しています。また、職員が保護者に対し、読書に関する相談を行ったり、「おはなし会」や読み聞かせ講座を開催し、子どもと保護者が絵本に興味を持つきっかけづくりを行っています。

【保育所・幼稚園】

- 様々な人から読み聞かせをしてもらうことで、新たな絵本やお話に対する興味が広がることから、保護者やボランティア団体等による読み聞かせを実施しています。
- 子どもが、好きな時間に好きな絵本を読める「絵本コーナー」の設置や「ひまわり号」、市民図書館の団体貸出^{*7}の利用などを通じて、身近な場所に多くの

図書がある環境を用意し、自分の興味のある本を借り、家庭で絵本を読む機会の少ない子どもにも読書に対する興味を持つことができるようにしています。

○ 子どもと保護者がともに本を選び、おはなしを楽しむなど、絵本を通じて親子のコミュニケーションづくりを進めています。

*7「団体貸出」：貝塚市民図書館が、学校や子ども会などに対して、1団体に200冊まで、2カ月の期間で図書の貸出を行う制度。

（今後に向けての取組み）

家庭での子どもへのかかわり方やライフスタイルの変化から、家庭で絵本を見ることや、読み聞かせを行ってもらう機会が少なくなっています。この現状を踏まえ、保護者に対して、子どもが本と触れ合う大切さを具体的に伝えていくなど、家庭啓発の取組みが必要だと考えています。

そこで、保護者や子どもに関わる教職員に対し、保育所や幼稚園、社会教育施設で絵本に関する講座の開催や読み聞かせ、読書指導に関する研修等行っていきます。

また、市民図書館では、読書に関する相談等を通して、家庭での読書環境の充実を支援します。

第2節 小学生

児童期に入ると、子どもは知的好奇心にあふれ、広い世界へと興味を持ち始めます。読書においても、自分から読みたい本を選んで楽しむことができるようになり、絵本から物語へ、そして多様なジャンルの読み物へと興味や関心に応じて読書の幅を広げ、質も深めていきます。子どもが、主体的に読書習慣を身につけていくことができるように、その楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を

いっそう高めることが大切です。

子どもは、様々な本を読むことで、世界や知識を広げるとともに、表現力や想像力を高め、知的活動を活発にします。さらに、人間形成や情操を養うなど、確かな学力と豊かな心を育成し「生きる力」を育んでいきます。しかし、様々な情報メディアなどの発達・普及、子どもの生活環境の変化等にもともない、読書に親しむことの少ない子どもも増加しています。

そこで、学校、子どもに関わる地域の人々、市民図書館等の関係機関、家庭が連携し、子どもの読書活動を支援していきます。

（主な取組みの現状）

【学校】

- 「朝読」*8に取り組むなど、読書習慣の定着を図っています。
- 授業中や休み時間等に、ボランティアによる読み聞かせ活動を行っています。
- 児童会活動を通じて、児童が本の紹介や読み聞かせ、図書の貸出を行っています。
- 「ひまわり号」巡回時にクラス全員で本を選び、借りた本を学級文庫として教室に置いて、誰でも読むことができるようにしています。
- 新しく購入した図書やおすすめの図書を紹介した「図書だより」を定期的に発行し、児童の興味を引き出しています。
- 学校司書を配置し、学校図書館の整備、読書活動や調べ学習への支援を行っています。

*8「朝読」：「朝の十分間読書運動」始業前に10分間、児童生徒教職員全員が本を読む活動。

【市民図書館】

- 図書館情報の発信として、毎月「ひまわりだより」を発行し、図書館の行事予定、「ひまわり号」の巡回案内、新しく入った図書の情報などをお知らせしています。
- 入学時に学校を通じて資料貸出申込書を配布し、全児童の登録を目指しています。月に1度「ひまわり号」を巡回させ「ひまわり号が居る日」を設け、学校と連携し、全児童の利用を進めています。（リフトを装備し、車いすのままでも利用できます。）個人利用、団体利用を合わせれば日本有数の貸出冊数になっています。
- 学校からの施設見学の際、図書館の活用方法を説明したり、普段立ち入れないバックヤード部分の見学を行い、図書館利用の促進を図っています。
- 保護者や地域住民を対象とした講座を開催し、子どもに図書館や読書に対する興味や関心を持ってもらうよう努めています。
- 学校司書を通じて、学校図書館にない本や資料の貸出、レファレンス^{*9}等の支援をしています。
- 視覚に障がいを持つ子どもに対して対面朗読^{*10}を行っています。また、来館が困難な子どもには図書の宅配・郵送サービスを行っています。

*9「レファレンス」：利用者が、資料・情報を求めた場合に、図書館の資料と機能を活用し、必要な回答を与えること。

*10「対面朗読」：視覚障がい者を前にして、朗読者がその要望に従い、資料を朗読すること。

【公民館】

- 浜手地区公民館と山手地区公民館には、市民図書館から離れた地域の子どものために、市民図書館と連携した図書コーナーがあります。浜手地区公民館には約6,200冊、山手地区公民館には約7,400冊の図書を配置し、子どもが身近に本と接する場となっています。

- ボランティアによる「おはなし会」の開催や、絵本サークルによる各月のテーマ絵本の展示などを行っています。

【青少年センター】

- センターの図書室に、約 1, 500 冊の図書を配置し、幼児から中学・高校生対象の絵本・読み物、紙芝居や図鑑等を揃えています。図書の貸出も行っています。
- センター講座「のびのび教室」*11 では、読み聞かせをしたり、紙芝居を行っています。

*11 「のびのび教室」：小学 1 年生～ 6 年生を対象とした異年齢交流事業。

【青少年人権教育交流館（ハート交流館）】

- 館の図書室に、約 2, 000 冊の図書を配置し、幼児から大人を対象に図書の閲覧と貸出を行っています。
- 低学年育成事業（E メイツ活動）において、毎月末に開催しているお誕生日会で、絵本や紙芝居の読み聞かせをしています。
- 市内の仲よしホームへの出前講座として、けん玉やコマ、地面遊び等とともに、「ミニ・ブックトーク」や絵本の読み聞かせをしています。
- 学校との連携事業として、小学校でのブックトーク*12、ストーリーテリング*13、絵本の読み聞かせを行っています。

*12 「ブックトーク」：グループを対象として図書の紹介を行うこと。

*13 「ストーリーテリング」：物語を覚えて語ること。「素ばなし」ともいう。

(今後に向けての取組み)

学校司書を中心とした学校図書館の整備とともに、学校教職員、読書ボランティア、社会教育機関との連携を強め、学校における読書環境の整備を進めます。

また、市民図書館から離れた地域の子どもに対し、浜手地区、山手地区の各公民館を中心として、他の社会教育機関とも連携・協力し、読書の意義と重要性についての啓発や読書環境の整備に向け活動していきます。

第3節 中学・高校生

青年期は、自己形成する上で大切な時期であり、さまざまな知識を吸収したり、いろいろな体験をする中で、ゆるぎない自己を作り上げていく時期と言われています。読書活動は、学業の基礎となる読解力や思考力を養う重要な役割を担うとともに、視野を広げ、感受性を育み、創造力や表現力を豊かにし、論理的な思考力を養うことから、この時期に優れた図書と出会うことは、自己形成にとって欠かすことのできないものです。

読書によって生き方を考えたり、新しい自分を発見するなど、豊かな生活が送れるように、さまざまな分野の図書をバランスよく配置し、親しんでもらう機会を提供できるよう環境の整備に努めていきます。

(主な取組み)

【中学校】

- 「朝読」に取り組み、読書習慣の定着を図っています。
- 図書だよりの発行、読書啓発用ポスターの作成や生徒への呼びかけなど、生徒会活動も活用しながら、読書への興味を引き出しています。

- 学校司書を配置し、学校図書館の整備、読書活動や調べ学習への支援を行っています。

【高等学校】（大阪府立貝塚高等学校の事例）

- 広報誌として「図書室ニュース」を毎月発行し、新しく購入した図書やおすすめ図書の紹介、多くの本を読んだ生徒や読まれた本のランキングを掲載しています。生徒図書委員会では、冊子として「図書だより」を年3回発行し、図書委員のおすすめの図書を紹介しています。
- 夏休みには、読書紹介文「私のおすすめの一冊校内コンテスト」を実施し、冬休み前に入賞者を表彰します。年1回発行する「図書館報」に、コンテストの優秀作品ならびに教員のおすすめ図書を掲載しています。
- 年度末には、年間で多くの本を読んだ生徒を表彰します。（各学年別で年間合計貸出冊数の多い生徒数名）
- 中学生と高校生が連携して近隣の小学校へ出向き「絵本の読み聞かせボランティア活動」を実施しています。（小・中・高校の連携）
- 学校図書を購入する際は、読書に関するアンケート（全校生徒・教職員対象）や生徒のリクエスト、学校図書館図書整備協会推薦図書等を参考にしながら、選定しています。

【市民図書館】

- 図書館にあるすべての本の中から、おすすめの本を集めた「ヤングアダルトコーナー」*¹¹を設置しています。本の紹介文を作成したり、毎月の特集を組むなど、展示に工夫を凝らしています。
- 図書館において、中学校のキャリア教育として行われている「職業体験学習」を受け入れ、図書館業務を通して、専門的な知識も身につけてもらえるよう配慮しています。

*11「ヤングアダルトコーナー」：おおむね13歳から19歳までの若い世代の利用者を対象とした蔵書で構成されたコーナー。

（今後に向けての取組み）

「全国学力・学習状況調査」の際の質問紙調査や市民図書館利用統計において、本市の中学・高校生の年代の読書離れが顕著に現れています。

青年期の行動領域や関心は、内面的にも対外的にも拡大しますが、一方、興味や関心が多方面に向き、ブームや社会の変化に流されやすい一面もあります。そのため、中学・高校生が読書に魅力を感じ、読書意欲を高められるようなテーマや案内の工夫が必要です。そして、一人ひとりの要求を的確に受け止めて対処し得るよう、資料収集に配慮するとともに、適切な助言ができるよう、職員のレファレンス機能の向上に努め、読書環境の整備を進めます。

第3章 計画実現にむけて

1. 読書環境の整備

学校図書館の蔵書の充実に努めるとともに、学校司書配置により、児童・生徒が学校図書館をより多くの時間利用できるよう、開館時間を増やします。また、読書への関心を高めるため、図書の配置や利用しやすいレイアウトの工夫、図書だよりの発行、ポスターの掲示等、学校図書館の整備に努めます。さらに、小学校や中学校、市民図書館の図書担当者連絡会を定期的に開催し、連携した取組みを行います。

学校図書館の電算化や、学校と市民図書館、公民館、善兵衛ランド、自然遊学館等の社会教育施設の蔵書を一元化して検索できるネットワークの構築など、利用環境の向上に向け研究を進めます。

家庭における読書環境の充実に努めるため、各機関の職員は、企画力をはじめとする資質を研鑽し、開催している講座、講演会、おはなし会等の行事の開催機会を増やすよう努め、その参加を通して読書活動の意識の向上をめざします。

2. 関係機関との連携

当該計画策定時に組織した「子ども読書活動推進計画策定事務局」を母体として、子どもの読書活動に関わるにボランティア等の関係団体の参画により、新たに「(仮称) 貝塚市子ども読書活動推進連絡会」を設置し、定期的な連絡会を開催することで連携を密にし、情報の共有や共通課題の整理、一体的な取組み等「第1次貝塚市子ども読書活動推進計画」の推進を図ります。

また、善兵衛ランド、自然遊学館等子どもの多く集まる施設にも、その事業分野の関連の図書を置き、全市的な図書のネットワークをめざします。

3. 啓発・広報

新たに「貝塚市子ども読書の日」を制定するとともに、関連行事を開催し、市民の読書への関心を高めます。

また、子どもの読書活動に関する取組みをひとつにまとめた広報誌の発行など、読書の魅力や計画の取組みを広く知ってもらえるよう、あらゆる機会を通して啓発・広報を行っていきます。

【附属資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【貝塚市子ども読書活動推進計画策定事務局】に参加の各課一覧

学校教育課	教育研究センター	市立北幼稚園
小学校（葛城小学校）	中学校（第一中学校）	高等学校（貝塚高等学校）
青少年人権教育交流館	山手地区公民館	健康推進課
子育て支援課	政策推進課	貝塚市民図書館

貝塚市子ども読書活動推進計画

発 行 平成28年5月

発行者 貝塚市教育委員会

編 集 貝塚市民図書館

〒597-0072 貝塚市畠中1丁目12番1号

<http://www.city.kaizuka.osaka.jp/tosho/>

TEL 072-433-7200

FAX 072-433-7202